

申請はお済みですか 被災者生活再建支援金・災害義援金

被災者生活再建支援金

◆ 支援内容
東日本大震災で被災された皆さまに対し、左記の「対象世帯」に住宅の損害程度と再建方法に応じた支援金を支給します。

◆ 対象世帯
り災証明書（程度により）
① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が「大規模半壊」した世帯
③ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」し、その住宅をやむを得ず全て解体した世帯

◆ 申請に必要なもの
〔基礎支援金〕
① り災証明書（原本）
② 世帯全員の住民票の写し
③ 世帯主名義の預金通帳の写し
④ 本人確認ができる運転免許証、健康保険証など
⑤ 解体した場合は、住宅の

被害などを証明する書類・写真（解体前・解体中・解体後）など

〔加算支援金〕
新築・購入、修繕、住宅賃貸のいずれの場合も業者との契約書が必要になります。
※加算支援金は平成25年4月10日までに基礎支援金を申請し、受理された人が対象です。

◆ 申請期間
〔基礎支援金〕
平成25年4月10日まで
〔加算支援金〕
平成30年4月10日まで

災害義援金

◆ 支援内容
東日本大震災で被災された皆さまに対し、全国各地から日本赤十字社などに寄せられた義援金や宮城県ならびに登米市に寄せられた義援金を、申請に基づき配分しています。

◆ 対象世帯

り災証明の程度により
① 住宅が全壊した世帯
② 住宅が大規模半壊した世帯
③ 住宅が半壊した世帯
④ ①～③の対象世帯で、平成23年3月11日時点において母子父子（未成年者（平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた人）を扶養していた）世帯

◆ 申請に必要なもの
① り災証明書の写し
② 本人確認ができる運転免許証、健康保険証など
③ 印鑑
④ 世帯主名義の預金通帳の写し

【問い合わせ】

市民生活部市民生活課
☎ 02220(58)2118
または各総合支所市民課

宮城6次産業化 サポートセンター 開設

～6次産業化に取り組んでみませんか～

農産物の加工、販売や販路の拡大など6次産業化に取り組む意欲のある生産者、企業を支援するため、東北農政局が「6次産業化サポートセンター」を開設しました。国から6次産業化法に基づく認定を受けると施設整備などを行う際に助成を受けることができるようになるなどのメリット措置が用意されています。相談、認定の手続きは全て無料です。ぜひ、ご相談ください。また、産業経済部ブランド戦略室でも相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ】

▶ 宮城6次産業化サポートセンター（株）パソナ仙台
〒980-8485
宮城県仙台市青葉区中央1-2-3
仙台マークワン
☎ 022(267)4221
▶ 産業経済部ブランド戦略室
☎ 0220(34)2716

東日本大震災による 固定資産減価申請のお知らせ

市では、東日本大震災により甚大な被害を受けた固定資産で「修復・修繕していない土地、家屋」について、次のとおり被害程度に応じて減価（評価額の見直し）を行います。

【対象となる固定資産】

地震により甚大な被害を受け、賦課期日（平成24年1月1日）において原則「修復・修繕していない土地、家屋」が対象。
○ 土地・・・法面の崩壊、陥没などにより利用できなくなった面積が、1筆の20%を超える土地
○ 家屋・・・「半壊」程度以上の被害で、被害割合が20%を超える家屋

【申請期限】 9月7日（金）

【申請場所】 総務部税務課（市役所迫庁舎1階）および各総合支所市民課

【申請に必要なもの】 印鑑（認め印）、り災証明書（写し）、平成24年度固定資産税納税通知書（土地・家屋課税明細書）（写し）、被害状況の分かる写真

【評価額の見直しと損耗残価率の適用割合】

被害を受けた土地・家屋について、被害程度に応じて下表により評価額を見直します。

①土地	②家屋	
被害面積20%以上（1筆ごと）	損害程度	損耗残価率
固定資産評価基準により、被害状況（程度）に応じて所要の補正などを適用し減額します。	全壊（程度）	0.40
	大規模半壊（程度）	0.55
	半壊（程度）	0.75

※詳細については、市ホームページをご覧ください。下記に問い合わせください。

【問い合わせ】

総務部税務課（固定資産税係） ☎ 0220(22)2163

指定管理者を公募します

次の施設について、指定管理者による施設の管理運営を行うため、指定管理者となる団体を募集しています。（個人は応募できません。）

【指定期間】 平成25年4月1日～28年3月31日（3年間）

公の施設の名称	問い合わせ先（担当部署）
南方産地形成促進施設	産業経済部商工観光課 ☎ 0220(34)2734
登米市豊里運動公園 豊里花の公園（多目的広場、緑地広場）	●登米市豊里運動公園、豊里花の公園（多目的広場） 教育委員会生涯学習課 ☎ 0220(34)2698 ●豊里花の公園（緑地広場） 建設部住宅都市整備課 ☎ 0220(34)2316
登米市民プール 登米市石越体育センター 登米市石越総合運動公園 登米市迫体育館・登米市迫武道館 登米市新田総合運動場 登米市中田総合体育館 登米市中田球場・登米市諏訪公園 迫沼公園（登米市光ヶ丘球場） 迫大東公園 迫梅ノ木公園（登米市梅ノ木グリーンパーク）	教育委員会生涯学習課 ☎ 0220(34)2698

【募集・申請期限】

9月14日（金）午後5時まで

【募集要項・申請書の配布】

施設の担当部署で配布します。指定管理者の募集・申請についての質問や詳細についても、施設の担当部署へ問い合わせください。

【選定方法など】

登米市公の施設指定管理者選定委員会において、書類審査やヒアリング審査などを行い、公の施設の管理運営に最も適した団体を指定管理者の候補者として選定します。その後、市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

市有財産を売却します

一般競争入札で市有財産（土地・建物）を売却します。

【売却物件】

所在	地目等	地積	予定価格（最低売却価格）
登米市津山町柳津字本町121-29	宅地・木造垂鉛メッキ鋼板葺平屋建	土地356.09㎡、建物107.55㎡	6,400,000円

【現地説明会の日時】

8月31日（金）午後1時30分～4時

【説明会の場所】 売却物件の現地

【受付期間】

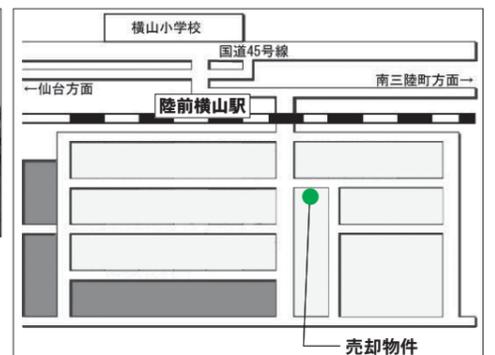
8月21日（火）～9月21日（金）
午前8時30分～午後5時15分
※土曜、日曜、祝日を除く日とします。

【申込書配布・受付場所】

総務部総務課財産係（市役所迫庁舎2階）
※入札に関する手続きなどは、下記に問い合わせください。

【問い合わせ】

総務部総務課（財産係） ☎ 0220(22)2091



▲売却物件の場所